

建築士事務所の装備申告書

区 分	必要な装備	装備状況	必要と認められる装備	装備状況
1 事務室等	①建築士事務所標識の掲示スペース		①事務室の床面積が概ね 10㎡以上であること。	
	②管理建築士の建築士免許証または免許証明書の掲示			
2 書籍類	①建築関係法令集 (建築基準法、建築士法、都市計画法、消防法と政令、省令、条例、細則等)		※ ①構造計算規準、同解説	
	②工事標準仕様書・同解説 (建築、機械、電気)		②建築設計資料関係図書 (用途別設計企画例等)	
			※ ③建築関係 JIS 要覧	
			④積算関係資料 (物価、歩掛)	
	③主要業務地の都市計画図		⑤主要業務地地図 (1/2500～1/5000)	
④業務報酬基準 (H21.1.7 国土交通省告示第15号)		⑥主要業務地の住宅地図		
3 記録等	①業務台帳 (契約内容、従事建築士氏名、委託業務等)		①工事写真帳	
	②設計図書保存台帳			
	③契約書・委託書			
	④業務規準及び約款			
	⑤設計記録台帳 (依頼内容・条件、打合せ・説明・確認事項)			
	⑥工事監理計画書			
	⑦工事監理日誌			
	⑧工事監理(指導監督)報告書			
	⑨所属建築士名簿及び経歴書			
	⑩給与簿			
	⑪出勤簿			
4 その他				

注1 木造建築士事務所の場合は、※の装備を省略しても良い。

2 3記録等のうち、①業務台帳、②設計図書、⑧工事監理報告書の法定保存期間は15年間

3 装備している場合は、装備状況欄に○を付すこと。

写真貼付欄

1. 事務所の外観

2. 内部の主要部分